

令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所得者本人の合計所得金額の見積額が90万円以下で、配偶者の合計所得金額の見積額が38万円以下かつ年齢70歳未満の場合

所 給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。 者の名) ○○○○ 株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロ

給与の支払者の法人番号 2 2 3 3 1 4 4 5 1 5 1 6 6 1 7 1 7 1 8

あなたの氏名 山川 太郎

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。 ※親族関係書類の添付等が必要です (扶養控除等申告書を提出した際に添付等をしている場合には、不要です。)

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。 ※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

左の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」に該当する判定結果にチェックをします。

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。 ※親族関係書類の添付等が必要です (扶養控除等申告書を提出した際に添付等をしている場合には、不要です。)

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。 ※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

左の判定結果を記載します。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1 4,951,500 円 判定 90万円以下(A) 90万円超950万円以下(B) 950万円超1,000万円以下(C) 1,000万円超(D)

区分 I A (左のA~Cを記載)

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。 ※あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,200,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者が非居住者である場合に送金金額等を記載します。 ※送金関係書類の添付等が必要です。

配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」から、該当する判定結果にチェックをします。

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2 300,000 円

判定 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭25.1.1以前生) ① 38万円以下かつ年齢70歳未満 ② 38万円超5万円以下 ③ 5万円以下 ④

区分 II ② (左の①~④を記載)

左の判定結果を記載します。

合計所得金額の見積額の計算表	あなた	配偶者
所得の種類	給与所得(1) 6,835,000	給与所得(1) 950,000
収入金額等	必要経費等(注) 4,951,500	必要経費等(注) 300,000
所得金額	(a)-(b) 4,951,500	(a)-(b) 300,000
事業所得(2)		
配当所得(4)		
不動産所得(5)		
退職所得(6)		
(1)~(6)以外の所得(7)		
(1)~(7)の合計額	4,951,500	300,000

区分IがA、区分IIが②のため、対象となる控除は配偶者控除となり、控除額は380,000円になります。

「配偶者控除の額」欄に、380,000円を記載します。

区分 I	区分 II										
	A	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
85万円超 90万円以下	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要	配偶者控除		配偶者特別控除								

配偶者控除の額 380,000 円

配偶者特別控除の額 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。